

## 箕輪町地域総合活性化事業交付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、区の規模や財政状況にかかわらず地域（区）の活性化ができるよう住民自らが知恵とズクを出して区等が主体となり行う事業、及び住民自らが地域の課題を解決するため創意工夫し企画した地域活性化事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則(昭和55年箕輪町規則第21号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象団体)

第2 交付金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 区

(2) 複数の箕輪町民を含む5人以上で構成し、町内で活動する、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体。(以下「団体」という。)

(交付の対象及び交付金の額)

第3 交付の対象及び交付金の額は次の各号に掲げる区分による。

(1) 区 活性化事業分

ア 区、分館、地区社協などが区全体を対象とする活性化事業を行う経費

イ 箕輪町分担金徴収条例(昭和30年条例第52号)第2条第1号に定める工事に対する条例第3条第1項の額で別表に定める額。ただし、災害復旧事業は除く。

ウ 前ア、イにかかわらず、他に町の補助制度がある事業は対象外とする。

(2) 区 経常分

ア 公民館分館運営費、町駅伝大会参加に要する費用、地区子ども会の運営に要する費用、敬老会等事業に要する経費について、町長が決定した額を交付する。

イ 交付額の配分は、総額の84%を均等割とし、16%を当該年度の4月1日現在の各区世帯割とする。

(3) 団体 次に掲げる全ての要件に該当する事業について、原則20万円を限度とし町長が決定した額を交付する。

ア まちづくりに熱意を持つ住民が自主的に実施する地域活性化に係る事業

イ 公益性、独創性、発展性及び実現性が期待できる事業

ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない事業

エ 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等を受けない事業

2 交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4 第3第1号及び同第3号の交付申請をしようとする者は、地域総合活性化事業交付金(活性化事業分)交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。ただし、団体にあつては次の各号に定める関係書類を添付する。

(1) 団体の規約又はこれに準じるもの

(2) 構成員名簿

(3) 事業収支予算書

2 前項に規定する書類の提出期限は、当該年度の4月末日とする。

(交付決定)

第5 町長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査したうえで交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6 次の各号に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。

(1) 第5で交付決定した事業に要する経費のうち、事務所などの固定経費及び人件費を除く経費に充当できること。

(2) 交付金事業を中止するときは、地域総合活性化事業交付金事業中止承認申請書(様式第2号)により、速やかに町長に申請して、その承認を受けること。

(3) 交付金事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(申請の取下げ)

第7 第5の通知を受けた者であつて、当該通知に係る交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により取り下げようとするときは、第5の通知のあつた日から15日以内に地域総合活性化事業交付金交付申請取下書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第8 交付金事業を実施した者は、事業を完了した日から1月を経過した日又は交付金の交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、地域総合活性化事業交付金事業実績報告書(様式第4号)に、次の各号に定める関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書などの支出証拠書類(写し)

(2) 事業の実施状況を証する写真及び資料

(交付金の額の確定)

第9 町長は、第8で定めた実績報告書の提出があつたときは、書類の審査及び必要に応

じて行う実施状況調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第10 交付金の支払いを受けようとする者は、地域総合活性化事業交付金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 第3第1号及び同第3号に係る交付金については、第9の規定により交付金の額を確定した後に支払うものとする。

3 第3第2号に係る交付金については、交付決定を行った後、速やかに支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

区の人口規模	当該年度の補助限度額
3,000人超	—
2,000人～3,000人	150千円
1,000人～2,000人	300千円
1,000人未満	500千円